

令和4年4月3日

バレーボール指導者 各位

一般社団法人静岡県バレーボール協会
会長 土屋 信二

倫理ガイドライン遵守誓約のお願い

日頃から本協会の活動に御協力をいただきありがとうございます。

さて、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という）より「体罰根絶に向けた徹底指導について（2013.1.21）」の文書が送られてきました。それを受け本協会では、平成27年度より事務局から各専門部を通じて、JVAの「コンプライアンス規程」及び「指導における倫理ガイドライン」の遵守のお願いをし、すべての指導者を対象に「指導者宣誓書」の提出をお願いいたしました。

しかし、体罰に関する報告は減少していますが、根絶にはいたっておりません。そのため、JVAでは、2018年1月に規程の見直しを図り、処分基準を強化しました。また、コンプライアンスホットライン制度の運用も開始しています。よって、コンプライアンスの推進のため、今一度再発の防止にバレーボール指導者及び本協会役員が一丸となって取り組む必要があります。

つきましては、別紙「倫理ガイドライン遵守誓約について」を御一読いただき趣旨を御理解の上、別紙様式1「指導者宣誓書」の御提出をお願いいたします。

なお、別紙様式1-1は個人用として、別紙様式1-2は2名以上で連署する場合にお使いください。

倫理ガイドライン遵守誓約について

1 コンプライアンス規程、指導における倫理ガイドラインの把握

コンプライアンス規程、指導における倫理ガイドラインは、公益財団法人日本バレーボール協会HPの「ホーム最上段バナー」→「JVA」→「JVAのコンプライアンス」の中にあります。今回の宣誓書で直接関係する概略は以下のようなものです。

《コンプライアンス規定》(抜粋)

公益財団法人日本バレーボール協会(以下「JVA」という。)はこのガイドラインを規定する「コンプライアンス規程」を以下の通り定めている。違反が認められた場合には、登録抹消を含む処分が下される。

第6条(禁止事項)

1 JVA関係者は、次に掲げる行為(以下「法令等違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他のJVA関係者に対して、法令等違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他のJVA関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為

2 法令等違反行為の例として以下の行為がある。

- (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動

(第2号以下省略)

第21条(懲戒処分)

1 JVAは、法令等違反行為を行ったJVA関係者に対して、下記の処分を行うことができる。

下記処分は併科することができる。

(第1号乃至第4号省略)

(5) 「指導者、審判員、判定員等資格保有者」については、嚴重注意、譴責、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分

(6) 「JVAに登録した個人または団体」については、嚴重注意、譴責、競技会への出場停止、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分

(第7号以下省略)

2 指導宣誓書の提出

別紙様式1「バレーボール指導者宣誓書」に日付、チーム名(学校名)、男・女(○印)、氏名(自署)・捺印(任意)の上、本協会主催及び各地区バレーボール協会主催の大会参加時に持参してください。